

令和3年12月23日

建設業労働災害防止協会広島県支部

支部長 檜山 典英 殿

広島労働局労働基準部長

労働基準法の一部を改正する法律等の施行に係る
更なる周知へのご協力について

労働行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年4月1日に労働基準法の一部を改正する法律及び労働基準法施行規則等の一部を改正する省令が施行され、賃金請求権の消滅時効期間を2年から5年（当分の間は3年）に延長する等がなされています。

まもなく令和4年度を迎えるにあたり、改正法の適切な施行のため、厚生労働省では、令和2年4月1日以降に発生した賃金請求権等については令和5年3月31日以降に消滅時効が完成することなどをより周知できるよう、改正法に関するリーフレットを別添のとおり改訂しました。

つきましては、今後は本別添をご活用いただき、引き続き会員の皆様に対する改正法の周知にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。